

秦野市浄水管理センターへの太陽光発電設備等導入業務（P P A方式）

仕様書

1 業務目的

秦野市（以下「本市」という。）では、持続可能な地域の創造を目指して、令和3年2月に「2050 ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明し、その達成に向け足元からの取組を着実に推進していくため、令和4年3月には「秦野市地球温暖化対策実行計画」を策定し、“水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市”の実現に向けた施策展開を推進している。

本業務では、市内公共施設にP P A（Power Purchase Agreement，電気購入契約）方式を活用した太陽光発電設備等の導入をすることにより、温室効果ガスの排出抑制による環境負荷低減、平時はもとより災害時においても活用することによる地域レジリエンスの向上、発電電力の域内消費による再生可能エネルギーの地産地消をとおして、地域脱炭素を推進することを目的とする。

2 履行期間及び契約の締結

履行期間及び契約の締結については、本プロポーザルにより事業実施候補者を決定後、本市との協議を経て、別途協定書を締結するものとする。

3 業務内容

秦野市浄水管理センター（以下「導入施設」という。）に太陽光発電設備や付帯設備等（以下「設備等」という。）を設置し、再生可能エネルギー由来の電力を当該施設に供給するとともに、設備等の設置・運転・維持管理等を行うもの。

(1) 事業留意点

ア 発電事業者は、導入施設に対し、現地調査、設備等の容量検討、必要に応じて構造調査等を行い、最適な提案を行うこと。

イ 発電事業者は、提案内容をもとに設備等を設置する。設置に当たり、設備等の設計・工事・工事監理業務、工事に関連する手続業務及びその関連業務等を行うこと。設備等の設置により土地・建物等を損傷もしくは破損した場合には、発電事業者の負担で修復すること。

ウ 発電事業者は、導入施設管理者（施設管理を委託している場合は、その受託事業者の責任者を含む）等への説明業務（マニュアル作成・設備等操作説明等）を行う。内容等については市と協議のうえ決定すること。

エ 国等の補助事業については、発電事業者が申請等業務を行うこと。

オ 発電事業者は、本事業により発電した電力を導入施設が効果的に自家消費できるように設備等の容量を精査するとともに、原則として、発電した電気は導入施設でのみ使用すること。

カ 発電事業者は、設備等の運転・維持管理等を自らの責任で行うこと。また、発電事業者は当該設備で発電した電力を、当該設備が設置されている導入施設に供給するとともに、当該設備が設置されている導入施設の既存設備に悪影響を及ぼさないようにすること。設備等に異常若しくは故障があり、電力供給若しくは安全性並びに既存設備に影響を及ぼす場合や導入施設で行う事業への損失が発生する場合は、発電事業者の負担で速やかに機能や安全性の回復、その他必要な措置を行うこと。適切な措置がなされず、人命若しくは既存設備に影響を及ぼすおそれがあり、通告後3日の内で修繕がなされない場合は、本市が直接必要な措置（既存設備との切断、設備等の撤去等）を実施することができる。その場合は、修繕等にかかる経費を発電事業者に請求できるものとする。

キ 事業期間終了後、発電事業者は自らの負担で設備等を撤去し原則として原状回復すること。ただし、別提案をする場合は、この限りではない。

(2) 設備等の運転期間等

ア 設備等の運転開始日は、本市と協議のうえ決定すること。

イ 設備等の運転期間は運転開始日から最長20年間とすること。なお、国等の補助事業の規定に従い、設置時期、運転開始時期等を設定することとし、本市と協議の上決定すること。

(3) 事業費用

ア 本市は発電事業者が発電した電気のうち導入施設で使用した電力量に契約単価を乗じた料金を発電事業者に支払う。電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測を行うこと。ただし、定額制の場合は、使用した電力量によらず、あらかじめ決められた電気料金を支払うものとする。

イ 本市は、アの電気料金のみ支払うものとし、それ以外の費用は負担しない。

ウ 契約単価は、地震、津波、暴風雨、洪水、その他の契約当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（不可抗力）による場合を除き、契約終了まで適用すること。

ただし、市及び事業者は、予期することのできない特別の事情により、日本国内において急激な物価変動及びインフレーション又はデフレーション等により、契約単価又は電気料金、維持管理及び撤去費用について著しく不相当となったと認めた場合は、契約料金に含まれる相当額について相手方に見直しを求めることができる。その際に使用する指標については、

双方の協議によるものとする。

エ 契約単価は、定額制（円/月）又は従量制（円/kWh）による電気料金単価のみとし、従量制の場合は、月別又は時間帯別に異なる単価の設定は行わないものとする。

オ 契約単価には、設備等の設置、運転・維持管理（自家用電気工作物における法令点検を含む）、撤去、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の経費を含めて差し支えないものとする。

(4) 設備等の設置条件

導入施設の条件を遵守するものとする。

3 事業実施について

(1) 基本的条件

ア 発電事業者が施設の土地等を使用するに当たっては、秦野市下水道条例施行規程（平成28年企業管理規程第4号）第34条第1項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

目的外使用料は、今回のプロポーザルにおいて、無料で使用することを計算の前提とし、P P A方式の契約単価の提案を行うこと。

イ 市が発電事業者に使用を許可する面積の算定は、設備等の水平投影面積とする。

ウ 事業実施に当たり予想されるリスクと責任分担については、別紙1のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。

エ 導入施設の統合、廃止、用途・管理方法の変更等により、契約の一部を変更する場合は、発電事業者と市で協議を行うものとする。

オ 市は、発電事業者が使用許可条件に定める事項を履行しないときは、当該施設の使用許可を取り消すことができる。この場合、当該使用許可を受けていた発電事業者の責任と負担において候補施設から設備等を速やかに撤去し原状回復すること。

(2) 事前調査・検討

発電事業者は、導入施設について、「ア 現地調査」、「イ 設備容量検討」を行い、本市と契約内容について詳細協議を行うものとする。

また、必要に応じて「ウ 構造調査」、「エ 各種関係手続」を行った上で、結果をまとめて本市に報告すること。

ア 現地調査

導入施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既存設備の確認等必要な調査をすること。

イ 設備容量検討

導入施設の電力使用シミュレーションや効率的な設備稼働等の観点から、設備により発電した電力を効果的に自家消費することができる適切な容量とすること。

ウ 構造調査

建物に設備等を設置する場合は、設置に関する課題を市と協議の上、必要な調査を行うこと。

エ 各種関係手続

事業に当たって、各種法令等の規定に基づき届出等手続を要する場合には、発電事業者が必要な手続を行うこと。また、導入施設が本事業のために調査や確認を行う場合や、届出等手続を行う場合は協力すること。

(3) 設計・施工・維持管理等

ア 設計

発電事業者は、導入施設への設備等の導入に先立って、詳細設計を行い、機器仕様書、単線結線図、設計図（PDFデータ）、工程表及びチェックリスト（下記（ア）～（ウ）の項目ごとに、条件に合致していることを示した書類）等を本市に提出し、承諾を受けること。

- (ア) 設計・工事に当たっては、原則として（一社）公共建築協会・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書に準拠すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途市との協議により決定する。
 - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）最新版・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）最新版
- (イ) 設備等に係る設計、材料、工事、運転・維持管理に当たっては、電気事業法、電気設備に関する技術基準、建築基準法等の関係法令を遵守するものとする。
- (ウ) 設備等の据付けは、建築基準法施行令第39条及びJIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。また、確認結果を本市に報告すること。
- (エ) 設備等の固定は「建築設備耐震設計・施工指針」（最新版）により行うものとする。また、確認結果を本市に報告すること。
- (オ) 設備等はJET認証を取得したものであること、又は相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。また、機器仕様書を本市に報告すること。

- (カ) 事前にシミュレーションを行うなど、日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には関係法令等に適合するように対策を施すこと。また、確認結果を本市に報告すること。
- (キ) 導入施設における既存設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じない計画とすること。
- (ク) 導入施設における既存設備等の改修（空調機器及びアンテナの移設、TV配線の切り回し等）を伴わない計画とすること。なお、既存設備等の改修が必要となる場合、改修に必要な費用は事業者の負担とする。

イ 施工

- (ア) 施工に当たり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。なお、事業の進行に合わせて、適宜打合せ協議打合せを行い、発電事業者は議事録を作成し相互に確認したものを本市に提出すること。
- (イ) 既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、作業前に鉄筋の探査を行うなどして、既設の鉄筋を切断しないようにすること。
- (ウ) 設備等に係る配線ルートは、導入施設の保安・管理上支障がないルートを選定のうえ、本市との協議によるものとする。また、設備等（配管・配線などを含む。）には、既存施設等の電気工作物と識別ができるように要所に本事業のものである事が分かるような表示を行うこと。
- (エ) 設備等の設置に際しては、導入施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、本市と事前協議のうえ当該施設の電気主任技術者に報告を行い、その指示に従うこと。
- (オ) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は、発電事業者において十分に行うこと。
- (カ) 工事完成時には、現場で施設管理者の確認を受けること。
- (キ) 工事完成時には、以下の資料を2部作成し、市に引き渡すものとする。

なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータ（jww形式）も提出すること。

- ・完成図書書類（機器完成図、取扱説明書、完成図面、試験成績書、工事写真、打合せ記録及び各種関係書類の写し等）

ウ 運転・維持管理・その他

- (ア) 導入施設の電気主任技術者と責任分界点、保全の内容及び費用負担等

を協議し、維持管理を行うこと。

- (イ) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて導入施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すること。
- (ロ) 発電事業者からの提案が達成できないことによる損失は、発電事業者のみが負担することとする。
- (エ) 発電事業者は、本事業により、市、第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入し、具体的な対応方策を講ずること。市、第三者に損害を与えた場合は、発電事業者が補償責任を負うこと。なお、発電事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこと。
- (オ) 本事業に関して生じた事故や近隣住民からの苦情への対応は、救急車の手配等緊急を要する場合を除き、発電事業者が責任を持って行うこと。
- (カ) 事業の進行に合わせて、適宜協議打合せを行い、発電事業者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること。
- (キ) 発電事業者は、受託候補者の決定後に、速やかに補助事業の申請書等の提出をするための準備をあらかじめ行うこと。
- (ク) 市が保有する資料について、発電事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける発電事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了時若しくは必要性が無くなった時点の何れか早い時期に全貸与資料を返納しなければならない。
- (ケ) 運転・維持管理に関する報告書を市に提出すること。
- (コ) 発電事業者は、業務上知り得た内容、情報等を、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (サ) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本資料に定めのないことであっても実施するものとする。
- (シ) 市の対応が必要な事態が発生した場合は、速やかに連絡すること。
- (ス) その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と発電事業者で協議して決定するものとする。

4 付加提案 ※付加提案を行う場合のみ

応募者が有する知識や技能、経験等を活かした提案で、ゼロカーボンシティの実現に資する提案をすることができる。

なお、選定された応募者による付加提案は、市が全てを実施することを前提とするものではなく、今後その具体的な実現に向けて、市と選定された事業実施候補者において引き続き協議するものとする。